



# 宮 崎 県 公 報

平成19年5月28日(月曜日) 第 1882 号

発 行 宮 崎 県  
印 刷 宮崎市旭 1 丁目 6 番 25 号  
小 柳 印 刷 株 式 会 社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日  
購 読 料 ( 送 料 共 ) 1 年 36,000 円

## 目 次

### 規 則

- 宮崎県事務委任規則の一部を改正する規則…… (行政経営課) 1
- 災害救助法施行細則の一部を改正する規則…… (福祉保健課) 1

### 公 告

- 土地改良区の役員の就退任の届出 (3 件) …… (農村整備課) 1
- 土地改良区の定款変更の認可 (3 件) …… ( “ ) 3

### 公安委員会規則

- 宮崎県道路交通法施行細則の一部を改正する規則…………… 3

## 規 則

宮崎県事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成十九年五月二十八日

宮崎県知事 東国原 英 夫

### 宮崎県規則第五十号

#### 宮崎県事務委任規則の一部を改正する規則

宮崎県事務委任規則 (昭和四十年宮崎県規則第十号) の一部を次のように改正する。

別表の付表第二十三号中「宮崎県野生鳥獣被害防止対策事業補助金交付要綱」を「宮崎県鳥獣保護区被害防止対策事業補助金交付要綱」に改め、同表第四十四号中「県木「フエニックス」緊急保護対策事業補助金交付要綱 (平成十七年四月一日定め)」を「県木「フエニックス」保全総合対策事業補助金交付要綱 (平成十九年四月一日定め)」に改める。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

災害救助法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成十九年五月二十八日

宮崎県知事 東国原 英 夫

### 宮崎県規則第五十一号

#### 災害救助法施行細則の一部を改正する規則

災害救助法施行細則 (昭和三十五年宮崎県規則第二十六号) の一部を次のように改正する。

別表第一の一の一の(四)中「一〇〇人一日当たり三〇、〇〇〇円」を「一人一日当たり三〇〇円」に改め、同(五)中「一、三四一、〇〇〇円」を「一、三三六、〇〇〇円」に改め、同表三の三の(一)の表中「一七、一〇〇円」を「一七、三〇〇円」と、「一三、一〇〇円」を「一三、三〇〇円」と、「三三、六〇〇円」を「三三、八〇〇円」と、「三九、〇〇〇円」を「三九、三〇〇円」と、「四九、五〇〇円」を「四九、八〇〇円」と、「七、一〇〇円」を「七、三〇〇円」と、「一八、四〇〇円」を「一八、六〇〇円」と、「三六、七〇〇円」を「三六、〇〇〇円」と、「五一、一〇〇円」を「五一、六〇〇円」と、「六〇、一〇〇円」を「六〇、五〇〇円」と、「七五、四〇〇円」を「七五、九〇〇円」と、「一〇、三〇〇円」を「一〇、四〇〇円」に改め、同(二)の表中「七、五〇〇円」を「七、六〇〇円」と、「一、三〇〇円」を「一、四〇〇円」と、「一三、

七〇〇円」を「一三、八〇〇円」と、「一七、四〇〇円」を「一七、五〇〇円」と、「九、〇〇〇円」を「九、一〇〇円」と、「一、九〇〇円」を「一、一〇〇円」と、「一六、八〇〇円」を「一六、九〇〇円」と、「一九、九〇〇円」を「二〇、〇〇〇円」と、「一五、一〇〇円」を「一五、四〇〇円」に改める。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 公 告

土地改良法 (昭和24年法律第 195号) 第18条第16項の規定により、黒田土地改良区 (宮崎市) の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成19年5月28日

宮崎県知事 東国原 英 夫

### 1 就任した役員

役名	氏 名	住 所
理 事 長	佐 藤 次 男	宮崎市佐土原町下那珂 10383番地の 1
理 事	佐 藤 秋 吉	宮崎市佐土原町下那珂9086番地 3
理 事	落 合 幸 雄	宮崎市佐土原町下那珂 10348番地
理 事	三 浦 美 恵 子	宮崎市佐土原町下那珂9128番地
理 事	根 井 信 幸	宮崎市佐土原町東上那珂9571番地
理 事	佐 藤 幸 男	宮崎市佐土原町下那珂8081番地 6
理 事	川 俣 一 郎	宮崎市佐土原町下那珂 10128番地
理 事	木 宮 毅	宮崎市佐土原町下那珂 10712番地 2
監 事	佐 藤 重 俊	宮崎市佐土原町下那珂 10288番地

監 事	佐 藤 正 嗣	宮崎市佐土原町下那珂9829番地
-----	---------	------------------

(任期：平成22年3月31日まで)

2 退任した役員

役名	氏 名	住 所
理 事 長	佐 藤 正 嗣	宮崎市佐土原町下那珂9829番地
理 事	佐 藤 次 男	宮崎市佐土原町下那珂 10383番地の1
理 事	郡 司 伸	宮崎市佐土原町下那珂 10365番地1
理 事	横 山 義 明	宮崎市佐土原町下那珂 10610番地2
理 事	川 俣 一 郎	宮崎市佐土原町下那珂 10128番地
理 事	岩 切 範 行	宮崎市佐土原町下那珂8081番地1
理 事	佐 藤 利 光	宮崎市佐土原町下那珂9133番地1
理 事	根 井 信 幸	宮崎市佐土原町東上那珂9571番地
監 事	郡 司 貴 之	宮崎市佐土原町下那珂 10372番地
監 事	佐 藤 典 敬	宮崎市佐土原町下那珂9832番地

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第16項の規定により、佐土原町土地改良区（宮崎市）の役員就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成19年5月28日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 就任した役員

役名	氏 名	住 所
理 事 長	根 井 勝 美	宮崎市佐土原町下那珂1929番地の1
理 事	三 浦 修	宮崎市佐土原町東上那珂1539番地の1
理 事	宮 田 照 夫	宮崎市佐土原町東上那珂 13782番地1
理 事	赤 池 克 幸	宮崎市佐土原町東上那珂9597番地
理 事	三 浦 完	宮崎市佐土原町下那珂9128番地
理 事	長 友 克 行	宮崎市佐土原町下那珂2658番地1

理 事	三 浦 浩 幸	宮崎市佐土原町下那珂1134番地の5
理 事	牧 野 俊 明	宮崎市佐土原町下那珂2966番地の1
理 事	梅 崎 義 幸	宮崎市佐土原町下那珂2954番地21
理 事	大 松 徳 雄	宮崎市佐土原町下那珂 10799番地2
監 事	内 田 寅 男	宮崎市佐土原町下那珂2952番地47
監 事	伊 東 健 一	宮崎市佐土原町下那珂2961番地の5
監 事	外 山 由 行	宮崎市佐土原町西上那珂4719番地

(任期：平成23年3月31日まで)

2 退任した役員

役名	氏 名	住 所
理 事 長	外 山 由 行	宮崎市佐土原町西上那珂4719番地
理 事	根 井 勝 美	宮崎市佐土原町下那珂1929番地の1
理 事	伊 東 健 一	宮崎市佐土原町下那珂2961番地の5
理 事	加 治 誠	宮崎市佐土原町下那珂2964番地4
理 事	牧 野 俊 明	宮崎市佐土原町下那珂2966番地の1
理 事	三 浦 修	宮崎市佐土原町東上那珂1539番地の1
理 事	内 田 寅 男	宮崎市佐土原町下那珂2952番地47
理 事	三 浦 完	宮崎市佐土原町下那珂9128番地
理 事	岩 切 恵 一	宮崎市佐土原町東上那珂9495番地の1
理 事	宮 田 照 夫	宮崎市佐土原町東上那珂 13782番地1
監 事	大 松 徳 雄	宮崎市佐土原町下那珂 10799番地2
監 事	長 友 克 行	宮崎市佐土原町下那珂2658番地1

監 事	三 浦 浩 幸	宮崎市佐土原町下那珂1134番地の5
-----	---------	--------------------

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第16項の規定により、  
 江原土地改良区（宮崎市）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成19年 5月28日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 就任した役員

役名	氏 名	住 所
理 事 長	黒 木 弘 久	宮崎市佐土原町東上那珂 13807番地18
理 事	上 村 淳 一	宮崎市佐土原町東上那珂 14100番地
理 事	高 山 武 幸	宮崎市佐土原町東上那珂 13636番地 3
理 事	濱 田 和 洋	宮崎市佐土原町東上那珂 13103番地 3
理 事	日 高 直 光	宮崎市佐土原町東上那珂 13775番地
監 事	日 高 康 至	宮崎市佐土原町東上那珂 14009番地
監 事	春 山 幸 則	宮崎市佐土原町東上那珂 15779番地 1 町宮下村55-14

(任期：平成22年 3月31日まで)

2 退任した役員

役名	氏 名	住 所
理 事 長	日 高 直 光	宮崎市佐土原町東上那珂 13775番地
理 事	外 山 実 郎	宮崎市佐土原町東上那珂 13697番地 1
理 事	西 原 浩 一	宮崎市佐土原町東上那珂 13797番地 1
理 事	圖 師 孝 一	宮崎市佐土原町東上那珂 13727番地 2
理 事	黒 木 弘 久	宮崎市佐土原町東上那珂 13807番地18

監 事	日 高 睦 浩	宮崎市佐土原町東上那珂 13804番地
監 事	岩 切 重 美	宮崎市佐土原町東上那珂 13108番地 1

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第30条第 2 項の規定により、  
 日向土地改良区（高千穂町）から平成19年 4月13日付けで申請のあ  
 った定款の変更を認可した。

平成19年 5月28日

宮崎県知事 東国原 英 夫

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第30条第 2 項の規定により、  
 東岸寺土地改良区（高千穂町）から平成19年 4月13日付けで申請の  
 あった定款の変更を認可した。

平成19年 5月28日

宮崎県知事 東国原 英 夫

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第30条第 2 項の規定により、  
 上寺土地改良区（高千穂町）から平成19年 4月13日付けで申請のあ  
 った定款の変更を認可した。

平成19年 5月28日

宮崎県知事 東国原 英 夫

**公安委員会規則**

宮崎県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布す  
 る。

平成十九年五月二十八日

宮崎県公安委員会委員長 佐々木 文 雄

**宮崎県公安委員会規則第六号**

**宮崎県道路交通法施行細則の一部を改正する規則**

宮崎県道路交通法施行細則（昭和二十五年宮崎県公安委員会規則  
 第八号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第二号イからキまでを次のように改める。

- イ 災害対策基本法（昭和二十六年法律第二百二十二号）に規  
 定する災害応急対策のために使用中の車両
- ウ 災害救助、人命救助、水防活動又は消火活動のために使用  
 中の車両
- エ 犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締り  
 その他警察活動のために使用中の車両
- オ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第  
 百二十七号）に基づく廃棄物の収集及びし尿処理施設の維持  
 管理のために使用中の車両
- カ 公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）に基づく選挙運動  
 用又は政治活動用の自動車で、街頭演説又は街頭政談演説に  
 使用中の車両
- キ 次に掲げる用務に現に使用中の車両で、別記様式第一号の  
 標章を提示しているもの
  - (ア) 裁判官又は裁判所の発する令状の執行
  - (イ) 指定車両移動保管機関が行う車両移動保管事務
  - (ウ) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法

律(平成十年法律第百十四号)に基づき、感染症患者の入院若しくは移送又は感染症の病原体に汚染された場所の消毒その他の措置

- (五) 専ら郵便法(昭和二十二年法律第百六十五号)に規定する通常郵便物の集配又は電報の配達
- (六) 電気、ガス、水道又は電話の故障により緊急を要する工事又は作業
- (七) 交通信号機、パーキング・メーター、道路標識等の設置又は維持管理
- (八) 報道機関の緊急取材
- (九) 急病者に対する医師又はこれに準ずる者の往診又は手当

第四条第一項第三号クからタまでを削り、同項第五号を次のように改める。

- 五 駐車禁止及び時間制限駐車区間の規制対象から除く車両
  - ア 令第十三条に規定する自動車で、当該緊急用務のために使用中の車両
  - イ 災害対策基本法に規定する災害応急対策のために使用中の車両
  - ウ 災害救助、人命救助、水防活動又は消火活動のために使用中の車両
  - エ 秘匿捜査のために使用中の車両
  - オ 犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他警察活動のために使用中の車両
  - カ 警察車両が随伴する車両
  - キ 警察活動に伴い停止を求められている車両
  - ク 令第十四条の二に規定する道路維持作業用自動車で、当該用務のために使用中の車両
  - ケ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく廃棄物の収集及びし尿処理施設の維持管理のために使用中の車両
  - コ 公職選挙法に基づく選挙運動用又は政治活動用の自動車、街頭演説又は街頭政談演説に使用中の車両
  - サ 次に掲げる用務に現に使用中の車両で、別記様式第二号の標章(他の都道府県公安委員会の交付に係るものを含む。)を掲示しているもの
    - (ア) 裁判官又は裁判所の発する令状の執行
    - (イ) 指定車両移動保管機関が行う車両移動保管事務
    - (ウ) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき、感染症患者の入院若しくは移送又は感染症の病原体に汚染された場所の消毒その他の措置
  - (ニ) 専ら郵便法に規定する通常郵便物の集配又は電報の配達
  - (ホ) 電気、ガス、水道又は電話の故障により緊急を要する工事又は作業
  - (ヘ) 交通信号機、パーキング・メーター、道路標識等の設置又は維持管理
  - (キ) 報道機関の緊急取材
  - (ク) 急病者に対する医師又はこれに準ずる者の往診又は手当
  - (ケ) 狂犬病予防法(昭和二十五年法律第二百四十七号)による犬の捕獲
  - (コ) 患者輸送車による医療機関等において医療等の提供を受ける者の輸送
  - (サ) 車いす移動車による車いす利用者の移動
  - (シ) 放置車両確認機関が行う確認事務
  - (ス) 保護観察所の社会復帰調整官が法令の規定により行う事務

- (セ) 地方事務局の職員による土地・建物の登記実地調査
- シ 次に掲げる者が現に使用中の車両で、別記様式第二号の標章(他の都道府県公安委員会の交付に係るものを含む。)を掲示しているもの(ホにあつては、昼間(日出から日没までの時間をいう。)に限る。)
- (セ) 身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)に基づき身体障害者手帳の交付を受けている者で、別表第二の左欄に掲げる障害の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる身体障害者福祉法施行規則(昭和二十五年厚生省令第十五号)別表第五号に定める障害の級別に該当する障害を有し、歩行が困難であると認められるもの
- (イ) 戦傷病者特別援護法(昭和三十八年法律第百六十八号)に基づき戦傷病者手帳の交付を受けている者で、別表第二の左欄に掲げる障害の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる恩給法(大正十二年法律第四十八号)別表第一号表ノ二に定める重度障害の程度に該当する障害を有し、歩行が困難であると認められるもの
- (ウ) 療育手帳制度について(昭和四十八年九月二十七日厚生省発見第百五十六号)に基づく療育手帳の交付を受けている者のうち、療育手帳制度の実施について(昭和四十八年九月二十七日発令第七百二十五号)第三の一(イ)に定める重度の障害を有するもの
- (エ) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第百二十三号)に基づき精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者のうち、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和二十五年政令第百五十五号)第六条第三項に定める一級の障害を有するもの
- (オ) 小児慢性特定疾患児手帳交付事業の実施について(平成六年十二月一日発令第千二十三号)に基づく小児慢性特定疾患児手帳の交付を受けている者(児童福祉法第二十一条の五の規定に基づき厚生労働大臣が定める慢性疾患及び当該疾患ごとに厚生労働大臣が定める疾患の状態の程度(平成十七年厚生労働省告示第二十二号)第八表中の色索性乾皮症に限る。)

第四条第一項第六号を削り、同条第二項を次のように改める。

- 2 前項第三号キ又は第五号サ若しくはシに規定する標章の交付を受けようとする者(公安委員会の管轄区域内に住所を有する者に限る。)は、同項第三号キに規定する標章にあつては別記様式第二号の通行禁止除外指定車標章交付申請書により、同項第五号サ又はシに規定する標章にあつては別記様式第四号の駐車禁止除外指定車標章交付申請書により公安委員会に申請しなければならない。

第四条に次の五項を加える。

- 3 前項の申請書には、次の各号に掲げる標章の種別に応じて、それぞれ当該各号に定める書面又はその写しを添付しなければならない。
  - 一 第一項第三号キ及び第五号サに規定する標章
    - ア 当該申請に係る車両の自動車検査証
    - イ 当該申請に係る車両が、第一項第三号キ又は第五号サに掲げる用務等のいずれかに該当することを疎明する書面
    - ウ ア又はイに掲げるもののほか、宮崎県警察本部長(以下「本部長」という。)が別に定める書面
  - 二 第一項第五号シに規定する標章
    - ア 標章の交付を受けようとする者が、同号シに掲げる者のい



ずれかに該当することを陳明する書面

イ アに掲げるもののほか、本部長が別に定める書面

4 公安委員会は、第二項の規定による申請を受理した場合において、当該申請に係る車両(第一項第五号シに規定する標章を受けようとする者にあつては、当該標章の交付を受けようとする者)が第一項第三号キ又は第五号サ若しくはシのいずれかに該当すると認めるときは、その有効期限を定めて標章を交付するものとする。

5 標章の交付を受けた者は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- 一 標章は、当該車両の前面の見やすい箇所に掲げること。
- 二 現場において警察官又は交通巡視員の指示があつた場合は、これに従ふこと。
- 三 標章に記載された事項を遵守し、交付を受けた理由以外に使用しないこと。
- 四 標章を他人に譲渡し、又は貸与しないこと(当該交付を受けた者が、他人の介助を受けて車両に乗降するために必要な限度において貸与する場合を除く。)

6 公安委員会は、標章の交付を受けた者が前項各号のいずれかに違反したときは、当該標章の返納を命ずることができる。

7 標章の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、速やかに当該標章(第三号の場合にあつては、亡失した標章)を公安委員会に返納しなければならない。

- 一 標章の有効期限が経過したとき。
- 二 標章の交付を受けた理由がなくなつたとき。
- 三 標章の再交付を受けた後において亡失した標章を発見し、又は回復したとき。
- 四 公安委員会から標章の返納を命ぜられたとき。

第七条を次のように改める。

(署長の駐車許可)

第七条 法第四十五条第一項の規定による署長の駐車許可は、車両に係る駐車が、次の各号のいずれにも該当する場合に許可するものとする。

- 一 駐車日時が、次のいずれにも該当するものであること。
  - ア 駐車(許可に条件を付す場合にあつては、当該条件に従つた駐車。イ及び次号イにおいて同じ。)により交通に危険を生じ、又は交通を著しく阻害する時間帯でないこと。
  - イ 駐車に係る用務の目的を達成するために必要な時間を超えて駐車するものでないこと。
- 二 駐車場所が、次のいずれにも該当するものであること。
  - ア 駐車禁止の規制のみが実施されている場所(無余地となる場所又は放置駐車となる場合にあつては法第四十五条第一項各号に掲げる場所を除く。)であること。
  - イ 駐車により交通に危険を生じ、又は交通を著しく阻害する場所でないこと。
- 三 駐車に係る用務が、次のいずれにも該当するものであること。
  - ア 公共交通機関等の当該車両以外の交通手段によつたのでは、その目的を達成することが著しく困難と認められる用務であること。
  - イ 五分を超えない時間内の貨物の積卸しその他駐車違反とならない方法によることがおよそ不可能と認められる用務であること。
  - ウ 法第七十七条第一項各号に規定する行為を伴う用務でないこと。

四 駐車可能な場所について、次に掲げる範囲内に、路外駐車場、路上駐車場若しくは駐車が禁止されていない道路の部分のいずれも存在せず、又はこれらの利用がおよそ不可能と認められること。

ア 重量又は長大な貨物の積卸しで用務先の直近に駐車する必要がある車両にあつては、当該用務先の直近

イ その他の車両にあつては、当該用務先からおおむね二百メートル以内

2 法第四十九条の二第五項の規定による署長の駐車許可は、車両に係る駐車が、次の各号のいずれにも該当する場合に許可するものとする。

- 一 駐車時間が、駐車に係る用務の目的を達成するために必要な時間を超えるものでないこと。
- 二 駐車場所が、当該時間制限駐車区間を利用する他の車両を著しく妨害しないこと。
- 三 駐車方法が、当該方法で駐車することにより、交通に危険を生じ、又は交通を著しく阻害することとならないこと。
- 四 駐車に係る用務が、次のいずれにも該当するものであること。
  - ア 公共交通機関等の当該車両以外の交通手段によつたのでは、その目的を達成することが著しく困難と認められる用務であること。
  - イ 当該時間制限駐車区間において、道路標識等により表示された時間以内の駐車その他駐車違反とならない方法によることがおよそ不可能と認められる用務であること。
  - ウ 法第七十七条第一項各号に規定する行為を伴う用務でないこと。

五 駐車可能な場所について、次に掲げる範囲内に、路外駐車場、路上駐車場若しくは駐車が禁止されていない道路の部分のいずれも存在せず、又はこれらの利用がおよそ不可能と認められること。

ア 重量又は長大な貨物の積卸しで用務先の直近に駐車する必要がある車両にあつては、当該用務先の直近

イ その他の車両にあつては、当該用務先からおおむね二百メートル以内

3 前二項の駐車許可を受けようとする者は、別記様式第七号の駐車許可申請書を駐車しようとする場所を管轄する署長に提出しなければならない。

4 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類又はその写しを添付しなければならない。

- 一 当該申請に係る車両の自動車検査証
- 二 当該申請に係る場所及びその周辺の見取図(建物又は施設の名称等が判明できるもので、当該申請に係る場所に印を付したもの)
- 三 前各号に掲げるもののほか、本部長が必要と認める書面

5 第一項又は第二項の規定による許可をする場合において、必要があると認めるときは、署長は、当該許可に道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要な条件を付すことができる。

6 署長は、第三項の申請に係る駐車を許可したときは、別記様式第八号の駐車許可証を交付するものとする。

7 前項の駐車許可証は、当該許可に係る車両を当該許可を受けた場所に駐車させている間、当該車両の前面の見やすい箇所に掲示しなければならない。

第十条中「別表第二」を「別表第三」に改める。

第五十二条の見出し中「警察本部長」を「本部長」に改め、同条中「宮崎県警察本部長」を「本部長」に改める。

別表第一中

「	四	駐車禁止の解除申請	”	細則第七 号	一通	」を
---	---	-----------	---	-----------	----	----

「	四	駐車許可の申請	”	細則第七 号	一通	」に
---	---	---------	---	-----------	----	----

改める。

別表第二を別表第三とし、別表第一の次に次の一表を加える。

別表第 2 (第 4 条関係)

障害の区分		障害の級別	重度障害の程度
視覚障害		1 級から 3 級までの各級及び 4 級の 1	特別項症から第四項症までの各項症
聴覚障害		2 級及び 3 級	特別項症から第四項症までの各項症
平衡機能障害		3 級	特別項症から第四項症までの各項症
上肢不自由		1 級、2 級の 1 及び 2 級の 2	特別項症から第三項症までの各項症
下肢不自由		1 級から 2 級までの各級及び 3 級の 1	特別項症から第三項症までの各項症
体幹不自由		1 級から 3 級までの各級	特別項症から第四項症までの各項症
乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能	1 級及び 2 級 (一上肢のみに運動機能障害がある場合を除く。)	—
	移動機能	1 級から 3 級までの各級	—
心臓機能障害		1 級及び 3 級	特別項症から第三項症までの各項症
じん臓機能障害		1 級及び 3 級	特別項症から第三項症までの各項症
呼吸器機能障害		1 級及び 3 級	特別項症から第三項症までの各項症
ぼうこう又は直腸の機能障害		1 級及び 3 級	特別項症から第三項症までの各項症
小腸機能障害		1 級及び 3 級	特別項症から第三項症までの各項症
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害		1 級から 3 級までの各級	—

別記様式第 1 号を次のように定める。

別記  
様式第 1 号 (第 4 条関係)

(表)

14.5cm		10.3cm
No. _____		
<b>通行禁止除外指定車</b>		
車 両 登録番号	主たる運転者 の 氏 名	
除外する区域 または道路の区間		
有効期限	年 月 日 まで	
年 月 日		
宮 崎 県 公 安 委 員 会		

(裏)

- 1 この標章を使用する場合は、前方から見やすい位置に掲示してください。
- 2 この標章は、宮崎県内に限り有効です。
- 3 この標章は、許可された用務以外には使用できません。
- 4 現場の警察官が交通上支障があると認めて指示した場合は、その指示に従ってください。
- 5 この標章を他の車両に使用したり、他人に貸与しないでください。
- 6 この標章を紛失した場合は、直ちに最寄りの警察署長に届け出てください。
- 7 この標章は、使用する必要がなくなつたときは、速やかに返納してください。



別記様式第二号を次のように改める。

様式第 2 号 (第 4 条関係)

(表)

18.0cm

番号 _____	
<b>駐車禁止除外指定車</b>	
( _____ 使用中)	
・ 車両(登録)番号 _____	
・ 本人が現に使用中の車両 _____	
<b>有効期限</b>	<b>年 月 日まで</b>
発行日	年 月 日
宮 崎 県 公 安 委 員 会	

13.0cm

(裏)

**注 意 事 項**

1 この標章は、駐車禁止規制標識が設置されている道路の部分以外の場所では使用できません。

※ 次のような駐車はできません。

- 駐停車禁止場所の駐車 (道路交通法第44条及び同法第75条の8)
- 法定駐車禁止場所の駐車 (道路交通法第45条第1項各号及び第2項)
- 駐車の方法に従わない駐車 (道路交通法第47条)
- 車庫代わり駐車 (自動車の保管場所の確保等に関する法律第11条第1項)
- 長時間駐車 (自動車の保管場所の確保等に関する法律第11条第2項)

2 この標章は、標章使用者が表面記載の車両を現に使用中の場合以外は使用できません。

3 この標章を使用する場合は、この標章を前方から見やすい位置に掲示してください。

4 現場において、警察官等の指示があつた場合には、その指示に従ってください。

5 この標章を不正に使用した場合には返納を命ぜられることがあります。

6 次の場合は、この標章(2)の場合は発見した標章)を速やかに返納してください。

(1) 有効期限が経過したとき。

(2) 再交付を受けた後において、亡失した標章を発見したとき。

(3) 使用する必要がなくなつたとき。

 標章使用者

住 所

氏 名

連絡先 ( \_\_\_\_\_ )

別記様式第11号の1から別記様式第11号の四までを除く。  
別記様式第四号を次のように改める。

様式第4号(第4条関係)

<b>駐車禁止除外指定車標章交付申請書</b>			
宮崎県公安委員会 殿		年 月 日	
申請者		住所	
氏名		(印)	
連絡先		( )	
( )		( )	
申 請 理 由	<b>1 身体障害者手帳所持者</b>	障害名	種別級別
		手帳番号	種 級
		障害者名	障 害 者 名
	<b>2 戦傷病者手帳所持者</b>	重度障害の程度	項 症 の
		手帳番号	障 害 者 名
		障害者名	障 害 者 名
<b>3 療育手帳所持者</b>	障害の程度(総合判定)	A	
	手帳番号	障 害 者 名	
	障害者名	障 害 者 名	
<b>4 精神障害者保健福祉手帳所持者</b>	障害の程度(等級)	1 級	
	手帳番号	障 害 者 名	
	障害者名	障 害 者 名	
<b>5 小児慢性特定疾患児手帳所持者(色素性乾皮症)</b>	障害者名		
<b>6 その他</b>	使用目的	車 両 ( 登 録 ) 番 号	
申請者と障害者との関係(上記1~5のみ)		・ 本人 ・ 続柄 ( ) 理由 [ ]	
備 考	新規	更新	再交付
	記載事項変更	年 号	年 号
添 付 書 類	■ 上記1~5 <input type="checkbox"/> 各手帳の写し <input type="checkbox"/> その他 ( )		■ 上記6 <input type="checkbox"/> 自動車検査証又は自賠責保険証 <input type="checkbox"/> 宮崎県道路交通法施行細則第4条第5号サに掲げる車両のいずれかに該当することが証明できる書類 <input type="checkbox"/> 主たる運転者の運転免許証 <input type="checkbox"/> その他 ( )

- ※1 申請者が法人であるときは、申請者の欄には、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名を記載すること。
- ※2 申請者は、氏名を記載し、及び押印することに代えて、署名することができる。
- ※3 太線の枠内を記載すること。

別記様式第五号及び別記様式第七号中「(第4条関係)」を「(第6条関係)」に改める。  
別記様式第七号及び別記様式第八号を次のように改める。

様式第7号(第7条関係)

<b>駐 車 許 可 申 請 書</b>	
年 月 日	
警察署長 殿	
住所 申請者 氏名 (印)	
連絡先 ( — — ) ( — — )	
車 両 種 別	車 両 ( 登 録 ) 番 号
駐 車 日 時	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで
駐 車 場 所	※ 駐車場所から付近の路上駐車場等までの距離 ( m )
主 たる 運 転 者 氏 名	
申 請 理 由	
添 付 書 類	<input type="checkbox"/> 自動車検査証 <input type="checkbox"/> 当該申請に係る駐車の場所及びその付近の見取図 <input type="checkbox"/> 主たる運転者の運転免許証 <input type="checkbox"/> その他 ( )
確	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 当該申請の駐車日時について</li> <li><input type="checkbox"/> 駐車により交通に危険を生じ、又は交通を著しく阻害する時間でないか。</li> <li><input type="checkbox"/> 駐車に係る用務の目的を達成するために必要な時間を超えて駐車するものでないか。</li> </ul>
認	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 当該申請の駐車場所について</li> <li><input type="checkbox"/> 駐車禁止の規制のみが実施されている場所であるか(無余地となる場所及び放置駐車となる場合にあっては法第45条第1項各号に掲げる場合を除く。)</li> <li><input type="checkbox"/> 駐車により交通に危険を生じ、又は交通を著しく阻害する場所でないか。</li> </ul>
事	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 駐車に係る用務について</li> <li><input type="checkbox"/> 公共交通機関等の当該車両以外の交通手段によったのでは、その目的を達成することが著しく困難と認められる用務であるか。</li> <li><input type="checkbox"/> 5分を超えない時間内の貨物の積卸しその他駐車違反とならない方法によることがおよそ不可能と認められる用務であるか。</li> <li><input type="checkbox"/> 法第77条(道路の使用の許可)第1項各号に規定する行為を伴う用務でないか。</li> </ul>
項	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 範囲内に路外駐車場、路上駐車場若しくは駐車が禁止されていない道路の部分のいずれにも存在せず、又はこれらの利用がおよそ不可能と認められる駐車可能な場所について</li> <li><input type="checkbox"/> 重量又は長大な貨物の積卸しで用務先の直近に駐車する必要がある車両にあっては、当該用務先の直近</li> <li><input type="checkbox"/> その他の車両にあっては、当該用務先からおおむね300メートル以内</li> </ul>

- ※1 申請者が法人であるときは、申請者の欄には、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名を記載すること。  
 ※2 申請者は、氏名を記載し、及び押印することに代えて、署名することができる。  
 ※3 太線の枠内を記載すること。

様式第 8 号 (第 7 条関係)

(表)

21.0cm

番号 _____
<b>駐 車 許 可 証</b>
許可に係る用務 ( _____ )
車両(登録)番号 _____
駐車場所 _____
年 月 日 時 分から
駐車日時 _____
年 月 日 時 分まで
年 月 日
<b>警察署長</b>

15.0cm

(裏)

<b>注 意 事 項</b>
<ol style="list-style-type: none"> <li>1 この標章は、許可に係る用務以外には使用できません。</li> <li>2 許可された場所で駐車する場合は、この標章を前方から見やすい位置に掲示してください。</li> <li>3 現場において、警察官等の指示があつた場合は、その指示に従ってください。</li> <li>4 この標章を不正に使用した場合には返納を命ぜられることがあります。</li> <li>5 次の場合は、この標章((2)の場合は発見した標章)を速やかに返納してください。 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 有効期限が経過したとき。</li> <li>(2) 再交付を受けた後において、亡失した標章を発見したとき。</li> <li>(3) 使用する必要がなくなつたとき。</li> </ol> </li> </ol>
<input type="checkbox"/> 許可証使用者 住所 氏名 連絡先 (        -        -        )

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成十九年六月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に改正前の宮崎県道路交通法施行細則(以下「旧規則」という。)第四条第三項又は第七条第一項の規定により申請されている標章の交付又は許可については、なお従前の例による。

3 旧規則に基づき交付された次の各号に掲げる標章又は許可証(

以下「標章等」という。)は、当該標章等の有効期限が満了するまでの間、当該各号に定めるこの規則による改正後の宮崎県道路交通法施行細則(以下「新規則」という。)に規定する標章等とみなす。

一 旧規則第四条第一項第三号セ及びソに規定する通行禁止除外指定車標章 新規則第四条第一項第三号キに規定する標章

二 旧規則第四条第一項第五号及び第六号オに規定する駐車禁止除外指定車標章又は駐車禁止、時間制限駐車区間の規制除外指定車標章 新規則第四条第一項第五号サ又はシに規定する標章

三 旧規則第七条第三項に規定する許可証 新規則第七条第六項に規定する駐車許可証

4 公安委員会は、新規則第四条第一項第五号シに掲げる者から、同条第一項の規定による申請を受けた場合において、当該申請者のため使用中の車両に掲示するために現に交付している標章があると認めるときは、当該標章と引き替えに同条第四項に規定する標章を交付するものとする。

5 公安委員会は、この規則の施行の際現に旧規則第四条第一項第五号に規定する身体障害者手帳の交付を受け、かつ、現に旧規則に基づき標章の交付を受けている者のうち、障害の区分が新規則別表第一に該当しない者であっても平成二十二年五月三十一日まで標章の交付を行うことができる。ただし、当該標章の有効期限は同日までとする。